

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第一条、第二条関係）			
暫定法別表 第一の番号	品名	期間	数量
○四〇一・ 一〇 ○四〇一・ 二〇 ○四〇一・ 四〇 ○四〇一・ 五〇 ○四〇三・ 一〇 ○四〇三・ 九〇 ○四〇四・ 九〇 一八〇六・ 二〇 一八〇六・ 九〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）、ミルクの天然の組成分から成る物品、関税率法別表（以下「関税率表」という	平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た
同上	同上	平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで	同上

<p>一九〇一・ 一九〇二・ 一九〇三・ 一九〇四・ 一九〇五・ 一九〇六・ 一九〇七・ 一九〇八・ 一九〇九・ 一九一〇・ 一九一一・ 一九一二・ 一九一三・ 一九一四・ 一九一五・ 一九一六・ 一九一七・ 一九一八・ 一九一九・ 一九二〇・ 一九二一・ 一九二二・ 一九二三・ 一九二四・ 一九二五・ 一九二六・ 一九二七・ 一九二八・ 一九二九・ 一九三〇・ 一九三一・ 一九三二・ 一九三三・ 一九三四・ 一九三五・ 一九三六・ 一九三七・ 一九三八・ 一九三九・ 一九四〇・ 一九四一・ 一九四二・ 一九四三・ 一九四四・ 一九四五・ 一九四六・ 一九四七・ 一九四八・ 一九四九・ 一九五〇・ 一九五一・ 一九五二・ 一九五三・ 一九五四・ 一九五五・ 一九五六・ 一九五七・ 一九五八・ 一九五九・ 一九六〇・ 一九六一・ 一九六二・ 一九六三・ 一九六四・ 一九六五・ 一九六六・ 一九六七・ 一九六八・ 一九六九・ 一九七〇・ 一九七一・ 一九七二・ 一九七三・ 一九七四・ 一九七五・ 一九七六・ 一九七七・ 一九七八・ 一九七九・ 一九八〇・ 一九八一・ 一九八二・ 一九八三・ 一九八四・ 一九八五・ 一九八六・ 一九八七・ 一九八八・ 一九八九・ 一九九〇・ 一九九一・ 一九九二・ 一九九三・ 一九九四・ 一九九五・ 一九九六・ 一九九七・ 一九九八・ 一九九九・ 二〇〇〇・ 二〇〇一・ 二〇〇二・ 二〇〇三・ 二〇〇四・ 二〇〇五・ 二〇〇六・ 二〇〇七・ 二〇〇八・ 二〇〇九・ 二〇一〇・ 二〇一一・ 二〇一二・ 二〇一三・ 二〇一四・ 二〇一五・ 二〇一六・ 二〇一七・ 二〇一八・ 二〇一九・ 二〇二〇・ 二〇二一・ 二〇二二・ 二〇二三・ 二〇二四・ 二〇二五・ 二〇二六・ 二〇二七・ 二〇二八・ 二〇二九・ 二〇三〇・ 二〇三一・ 二〇三二・ 二〇三三・ 二〇三四・ 二〇三五・ 二〇三六・ 二〇三七・ 二〇三八・ 二〇三九・ 二〇四〇・ 二〇四一・ 二〇四二・ 二〇四三・ 二〇四四・ 二〇四五・ 二〇四六・ 二〇四七・ 二〇四八・ 二〇四九・ 二〇五〇・ 二〇五一・ 二〇五二・ 二〇五三・ 二〇五四・ 二〇五五・ 二〇五六・ 二〇五七・ 二〇五八・ 二〇五九・ 二〇六〇・ 二〇六一・ 二〇六二・ 二〇六三・ 二〇六四・ 二〇六五・ 二〇六六・ 二〇六七・ 二〇六八・ 二〇六九・ 二〇七〇・ 二〇七一・ 二〇七二・ 二〇七三・ 二〇七四・ 二〇七五・ 二〇七六・ 二〇七七・ 二〇七八・ 二〇七九・ 二〇八〇・ 二〇八一・ 二〇八二・ 二〇八三・ 二〇八四・ 二〇八五・ 二〇八六・ 二〇八七・ 二〇八八・ 二〇八九・ 二〇九〇・ 二〇九一・ 二〇九二・ 二〇九三・ 二〇九四・ 二〇九五・ 二〇九六・ 二〇九七・ 二〇九八・ 二〇九九・ 二一〇〇・ 二一〇一・ 二一〇二・ 二一〇三・ 二一〇四・ 二一〇五・ 二一〇六・ 二一〇七・ 二一〇八・ 二一〇九・ 二一〇</p>	<p>。第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。） 、コーヒ ー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限り。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限り。）</p>	<p>平成三一年四月一日から令和二年</p>	<p>数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。） 七四、九七三トシ</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三一年四月一日から平成三二年</p>	<p>同上</p>

<p>二一 〇四〇二・ 二九</p> <p>又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの</p>	<p>三月三十一日まで</p>	<p>七、二六四 トン</p>	<p>〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの</p>	<p>平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p>	<p>一、五〇〇 トン</p>	<p>〇四〇二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）</p>	<p>平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p>	<p>一四、〇〇 トン</p>	<p>〇四〇四・ 一〇</p> <p>ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号</p>	<p>平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p>	<p>四五、〇〇 トン</p>
<p>同上</p>	<p>年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

〇七二三・三四	〇七二三・三三	〇七二三・三二	〇七二三・一〇	〇七二三・九〇	〇四〇五・一〇	〇四〇五・九〇	〇四〇四・一〇	〇四〇四・九〇	<p>（第一条に規定する配合の飼料の製造に使用するもの）</p> <p>ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの</p> <p>ミルクから得たバターその他の油脂</p> <p>チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの</p> <p>乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの</p>
		平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	
			一〇〇トン	四六、二〇〇トン	五八一トン	二五、〇〇〇トン			
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
		平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

三五 〇七二三・	三九	〇七二三・	五〇	〇七二三・	六〇	〇七二三・	九〇	一〇〇五・	九〇
とうもろこしのうちコーンスターチの製造に使用するもの	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	とうもろこしのうちコーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税暫定措置法施行令第三条に規定するところにより飼料用に供するもの
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで
四、一七七、六〇〇トン	一二四、四〇〇トン	九一、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン	三七七、一〇〇トン
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで	平成三十一年三月三十一日まで
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

一一〇七・ 一〇 一一〇七・ 二〇	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	令和元年一〇月一日から令和二年三月三十一日まで	二四二、九〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	平成三一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一五七、〇〇〇トン
一二〇二・ 三〇 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るもの）	平成三一年四月一日から令和二年	七五、〇〇〇トン（むきみ換算数）
		同上	同上
		同上	同上
		平成三一年四月一日から平成三二年三月三十一日まで	二八二、〇〇〇トン
		同上	同上

<p>四一 一・二〇二・ 四二</p>	<p>のとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）</p>	<p>三月三十一日まで</p>	<p>量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの〇・七五トンに換算するものとする。）</p>
<p>一二二二・ 九九</p>	<p>こんにやく芋（アモルフオフアルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p>	<p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p>	<p>二六七トン（荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六一トンにそれぞれ換算するものとする。）</p>
<p>一八〇六・ 二〇</p>	<p>ココアを含有する調製食料品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので</p>	<p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p>	<p>一一、〇〇〇トン</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三十一年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>平成三十一年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

四一〇七・ 九九	ないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したもののうち、染色したものを（クロムなめし以外のものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のもの	平成三一年 四月一日か	一、四六六 、〇〇〇平
三〇 四一〇五・	羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラし又は模様付けしたもの動物の革のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色し又は模様付けしたもの	平成三一年 四月一日か 三月三一日 まで	一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル
同上	同上	平成三一年 四月一日か 平成三二年 四月一日か 三月三一日 日まで	同上
同上	同上	平成三一年 四月一日か	同上

六四〇三・	履物（本底がゴム製、プ	五〇〇一・ 五〇〇二・ 五〇〇三・	四一〇六・ 二二 四一一二・ 〇〇 四一一三・ 一〇	ストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限りとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色色したもの並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限りとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色色し又は模様付けしたものは	平成三一年 四月一日か 令和二年 三月三十一日 まで	七九八トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸〇・ 四トンに換 算するもの とする。）	方メートル
同上		同上			平成三一年 四月一日か 平成三二 年三月三十一 日まで		
同上		同上			平成三一年 四月一日か 平成三二 年三月三十一 日まで		
同上		同上					

九〇	ラスチック製、革製又は コンポジションレザー製 のものに限る。)のうち 甲が革製のもの及び甲に 毛皮を使用したもの並び にこれら以外のもので本 底が革製のもの(スポー ツ用のもの、体操用、競 技用その他これらに類す る用途に供するもの及び スリッパを除くものとし 、甲が革製のもの以外の ものにあつては、甲の一 部に革を使用したものに 限る。)	四月一日か ら令和二年 三月三十一日 まで	九、〇〇〇																
六四〇三・				四〇	六四〇三・	二〇	六四〇四・	一九	六四〇四・	九九	六四〇三・	九一	六四〇三・	五九	六四〇三・	五一	六四〇三・	四〇	六四〇三・
		四月一日か ら平成三二 年三月三一 日まで																	